

フリースポットご利用にあたりお守りいただきたいこと

ご利用いただける場所： 市役所 1 階市民ホール

ご利用いただける時間： 開庁日の午前8時30分から午後5時 15 分まで

ご利用にあたっては、下記の事項をお読みいただき、内容をご了承の上ご利用ください。

(1) 禁止事項

次の行為によって、第三者に損害が生じた場合、無線LAN利用者は、どの時点においても、すべての法的責任を負うものとし、名取市は一切の責任を負わないものとします。

- ① 第三者の著作権、又はその他の権利を侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為。
- ② 第三者の財産、又はプライバシーを侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為。
- ③ 上記①、②の他、第三者に不利益、又は損害を与える行為、及び与えるおそれのある行為。
- ④ 第三者を誹謗中傷する行為。
- ⑤ 公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為。
- ⑥ 犯罪的行為、又は犯罪的行為に結び付く行為、もしくはそのおそれのある行為。
- ⑦ 性風俗、宗教、政治に関する活動。
- ⑧ ID及びパスワードを不正に使用する行為。
- ⑨ コンピューターウイルス等の有害なプログラムを、当無線LANを通じて、又は当無線LANに関連して使用し、もしくは流布、提供する行為。
- ⑩ 特定または不特定多数に大量のメールを送信する行為。
- ⑪ 以上に掲げるもののほか、法令に違反し、もしくは違反するおそれのある行為。

(2) 運用の中止

次の理由により当無線LANの運用を中止することがあります。そのことにより無線LAN利用者、又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、名取市は一切の責を負わないものとします。

- ① 当無線LANのシステムの保守、又は工事を定期的又は緊急に行う場合。
- ② 非常事態により、当無線LANの運用が通常どおりにできなくなった場合。
- ③ 当無線LANに係る設備やネットワークの障害など、やむを得ない事由がある場合。
- ④ 名取市が当無線LANの運用上、一時的な中断、運用の中止が必要と判断した場合。

(3) 免責事項

当無線LANサービスの内容、ならびに利用者が当無線LANを通じて得る情報などについて、その完全性、正確性、確実性、有用性などについて名取市はいかなる保証も行わないものとします。

- ① 当無線LANサービスの提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、当無線LANサービスを通じて登録、提供、もしくは収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピューターのコンピューターウイルス感染などによる被害、データの破損、漏洩、その他無線LANに関連して発生した利用者の損害について、名取市は一切の責任を負わないものとします。
- ② 無線LANサービス利用者がインターネット上などで利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、その利用者が費用を負担するものとします。
- ③ 当無線LANへの接続に係る機器の設定は、無線LANサービス利用者が行うものとします。接続機器の機種、OS、ソフトウェアなどによって当無線LANを利用できない場合があっても、名取市は接続の手助けを行わず、又、一切の責任を負わないものとします。
- ④ 無線LANサービス利用者が、当サービスを利用したことにより、第三者との間に生じた紛争などについて、名取市は一切の責任を負わないものとします。
- ⑤ 当無線LANの適切な運用を行うため、無線LANサービス利用者のアクセスログを記録したり、特定のWEBサイトへの接続を制限したりすることがあります。
- ⑥ 名取市では、当無線LANに接続するための機器（電源及び充電器含む）などについて、一切貸し出しを行いません。